

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故・損害賠償北海道訴訟

No. 1
2016年6月

2016年5月31日（火）、札幌地方裁判所で原発事故・損害賠償北海道訴訟、第12回口頭弁論が行われました。はやいものですね、もう、2013年11月18日の最初の法廷から12回目です。このときの原告の人数は43名だったそうです。それも今は、福島県内の避難区域の方、福島県内の自主的避難等対象区域の方、福島県以外の方や、避難元に暮らすお父さんなど270名となったそうです。みなさん、それぞれこの事故により失ったものがあり、その損害の責任を追及し、賠償を求め、訴訟に踏み切ったのだと思います。

その、「失ったもの」がなにか、というところで、弁護団が裁判所に対して声を大にして言っているのが「抽象的損害」ですね。原発事故ADRでは賠償されない部分です。

この、「抽象的損害」というのは、避難をすることにより、具体的にかかった交通費や宿泊費、新たに購入しなければいけなかったものなど、「金額」が出るものではなく、事故前の暮らしそのもの（これをよく裁判では「従前（じゅうぜん）の生活」と言いますが）なのだ、ということ。それは、ひとりひとりちがうもので、「事故前の生活を失った証拠を出してください」「何がどう違うのか見せてください」と言われても、一概に「はい、これです」と出せるものではないですね。



じゃあ、どうやって、こういった「抽象的損害」があった証拠を示そうか……弁護士さんたちが議論をたどりついたので、皆さんに「陳述書」を書いてもらうこと。原告の人数または世帯分、「事故前の生活と避難後の生活はこんな違いがある」ということが読んでわかるものがそろえば、その内容ひとつひとつは違って、「みんな、失ったものがあるよ」、それは「事故がなければ失わずにいたんだよ」、ということを伝えられ、「これこそが原告が事故により受けた大きな損害だ」と訴える証拠になりうる、ということです。

こういった、皆さんの損害をもっとリアルに裁判所に知ってもらうために、初回から原告自らが裁判で話をする「意見陳述」を行っています。

余談ですが、第9回の裁判のとき、原告の方が意見陳述をしようとする、被告側から「毎回原告本人が読み上げるのは、（通常、裁判所が初回のみ認めている）『意見陳述』の潜脱（せんだつ※1）ではないか？」と言って妨げようとした。

どうということかという、一般的な裁判において、意見陳述というのは裁判の初回だけ認められ、それ以降は書面のみでやりとりすることが多いのです。なのに、毎回毎回理由をつけて行うのは、違法ではないけれど、なんだかずるいぞ、ということです。

確かに、すでに手渡されている書面の内容を読むのですから「ほかの書面と同じように、わざわざ裁判で本人が読みあげなくても、私たちが書面を読めばいいのでは？」というのわからなくもないです。でも、この、本人が読む→気持ちが込められる→裁判官に直接伝わる、ということに意味があるわけです。声を出して読むうちに涙がでることもあります、怒りがこめられることもあります、傍聴席からの空気感も変わります。

結果、裁判長からダメとも言われず、今も続いているのですが、被告側が妨げようとする、ということは、逆に考えれば、効果があるのだろう、と私は思いました。

さて、前振りも長くなりましたが、この日の裁判での論点は2つ。ひとつは、「中間指針」※1について、もうひとつは「抽象的損害」について。

■「中間指針」について

前回から東電は、損害については事故直後に作られた「中間指針」の賠償で十分、という主張を繰り返しています。それに対し、今回弁護団からはそれに反論するため、原発事故ADRの和解結果を提出していました。提出した和解結果は、この訴訟の原告のものではなく、文科省のホームページで公開されているもの※2です。

和解結果を見ていくと、原発事故ADRでは「中間指針」を上回った賠償が成されています。当然その賠償額は東電も認めたもの。にもかかわらず、この訴訟では「賠償は中間指針での賠償で十分」といっているわけです。

※1 潜脱→ 一定の手段とその結果を、法が禁止している場合、禁止されている手段以外のやりかたで結果を得て、法の規制を逃れること。

※2 中間指針→原子力損害賠償紛争審査会が作ったもの。自主避難をした方からの意見も聞いたうえで法律学者などが検討し作成した損害賠償額の一応の目安。原発事故ADRで支払われる賠償額はこの指針を基準にしていると思ったら…。

※3 文科省ホームページで公開されているもの→「原子力損害賠償紛争解決センター和解実例の公開について」で検索。QRコードはコチラ→→→



弁護団の主張は「原発事故 ADR で、ネットに公開されているだけでもこれだけ中間指針以上の賠償をしているのに、なんでこの訴訟では中間指針で十分って言うの？ そんなのありえないでしょ！ 納得できません」ということです。

ちなみに、ネットで公開されているものが資料となりうるの？ という疑問をお持ちの方もいるかもしれませんが、裁判官は原発 ADR に関しては知識がないし、どんな和解がされているのか、ということを知らないそうです。裁判官は原告、被告どちらにも偏ることなく、裁判の中で提出された証拠を元に判断するのが仕事です。自分から、どちらかが優位になる証拠を探しにはいきません。裁判所に自分たちの主張を認めてもらうためには、



細かく、丁寧に自分たちの主張をわかってもらうための証拠提出が大事なのだと思います。裁判官ともなると、頭もよくて何でも知ってる人、と考えそうですが、（頭はいいかもしれないけど）なんにも知らない人、と知っているくらいの方がいいのかもしれない。

■「抽象的損害」について

この日も原告による意見陳述が行われました。

避難前の福島県での日常生活、両親や友人とのかかわり、仕事や子育てのようす... ひとつひとつその光景が目には浮かぶような話でした。そして、事故が起き、避難を決めるまでの経緯と心情、そして、避難後の生活。

印象的だったのは、「もし、親が死んだとしても子どもたちは連れて帰らず、自分だけが葬式に参列するだろう。妻の母が亡くなった場合にも、子どもたちの年齢によっては参列させないかもしれません。このようなことを考えなくてはいけないことが、そもそもおかしなことなのだと思います」という言葉です。ほんとにそうだと思います。こういった事故がなければそういう考えが頭に浮かぶこともなく、思いもしないことです。

法廷が終了すると、毎回「進行協議」※4 が行われます。その中で、この日は裁判官から、「従前、従後の生活の差が原告の損害になるのではないか」という話が出たそうです。弁護団は、前々からそのことを何度も伝えてはいたのですが、なかなか、裁判所にはわかってもらえずにいました。でも、この日の意見陳述の影響なのか、やっと理解を得られてきた、と感じたそうです。ただ、その損害をどう、損害額として金額に換算するか、それを判断する基準になりうる証拠や資料がまだまだ不足しているので、そこをこれから詰めていかなければいけないそうです。

裁判所がやっと理解を示しはじめた今、チャンスでもあります。裁判って積み重ねなんですよ。

今回の裁判は8月30日（火）です。 やっと裁判所の理解が見えてきたところなので、さらに原告の主張が伝わり、理解を深めてもらえる裁判になればいいな、と思います。

ところで、裁判官は黒い服を着ています。なんで黒い服か、というと、「どちらの色にも染まらない」という意味があるからです。等しく双方の話を聞き、公正な判断を下すため、裁判官は、裁判の中だけで判断する、ということなのでしょう。とはいえ、裁判官も「人」です。提出された双方の主張（大量の書面）を文字で読むだけではなく、その内容の真偽や深刻性を感じるのに、傍聴席のようすも大きく影響すると思います。空席があるかどうかはもちろん、意見陳述を聞いているときの空気感、向けられている視線、変な話ですが、私はそこにいる人の「気」すら大事だと思います。道民が集まると、原告が集まるのでは、まったく違う傍聴席になるはず。傍聴席も含めて「裁判」なのではないでしょうか。

原告が全道 270 人、裁判所の傍聴席は 80 席。最近、空席も目立ちはじめ、今回の傍聴は 60 名ほど、そのうち原告は 12～3 人。私が不思議なのは、なんで原告が 270 人もいるのに埋まらないんだろう、ということです。この 1 年、傍聴に行っていますが、来られる原告の方はほぼ毎回同じ方で、傍聴人の 2 割弱。おそらく、裁判官も被告側もその様子はわかっていると思います。もちろん、傍聴に来た道民からも「原告の人って来ないんだね」という会話が聞かれます。訴訟を起こした当人が傍聴に来ない裁判。もし、皆さんが逆の立場だったらどう感じるでしょう。私は「これで、勝てるのかな」と、心配になります。

事情はあると思います。思い出したくないことやこらえていた怒りや悲しみがよみがえったり。ただ、この裁判は原告の方だけのものではない、と私は思っています。福島県外からも多くの方が同じ思いで自主避難してきた北海道。公的支援もなく、ADR もなく、裁判にしても、まずは福島県の方が多くを占めるこの訴訟で勝訴しなければ望みも持ちにくいのが現実です。避難をしてきたとき、おなじ思いだったたくさんの方が見えています。

この訴訟は、原発事故により避難や移住をされたたくさんの方々を支えるということ、どうか、心に留め置いてください。

傍聴人 金榮知子

※4 進行協議→裁判官と、原告、被告双方の弁護士と、原告数人が行う次回に向けての打ち合わせのようなものです。簡単に言えば口頭弁論（いわゆる法廷での普通の裁判）以外のところで、事件の争点、争点と証拠の関係などを確認し、訴訟の進行に関する必要事項を事前に協議することです。まだ、進行協議に出たことがない原告の方は、一度出てみるとよいと思います。